

第47回静岡県消費生活審議会 意見一覧（令和7年11月7日）

番号	大柱	意見内容	意見の反映
1	-	「県の動き」の部分で、「ちょっと待った！やばみちゃん」シリーズを動画サイトで配信していることも記載してはいかがか。	御意見の趣旨を踏まえ、今後県民の皆様に計画の周知をする際などに、コラムのような形で動画サイトの案内を記載して参ります。
2	-	「市町の動き」の部分で、消費者教育推進地域協議会及び消費者安全確保地域協議会の設置後の効果や成果について例示できるようであれば記載してはいかがか。	御意見の趣旨を踏まえ、設置後の効果、成果について、消費者行政推進連携協議会の場などで他の市町とも共有することを検討して参ります。
3	教育	啓発動画などについては、1回だけ観るのではなく、繰り返し観ることが大事なので、中学校から大学までで繰り返し観ていくこと、また、新しい被害の手口についても具体的な怖い事例を家庭科の教員が知っている方が学生に響くため、そういった状況も含めて、取組に入れていってほしい。	御意見の趣旨を踏まえ、今後教員向けの情報提供を行う際には、啓発動画や最近の被害事例についても取り上げて参ります。また、啓発動画については、繰り返し観ることの重要性についても、併せて案内して参ります。
4	教育	家庭科の先生あたりに、メルマガを通じて情報提供していくということだが、○商法など抽象的な話をしても伝わらないところがあるので、具体的な手口とか、フレーズ等を示すというのが、記憶に留まらせる上で大事だと思うので、学校現場における消費者教育においては、そういう具体例を含ませながら進めていただけるとありがたいかなと思います。	御意見の趣旨を踏まえ、今後教員向けの研修や情報提供を行う際には、消費者被害の具体的な手口や事例等を含んだ形で行って参ります。
5	教育	第3章1（2）①のア、イ、ウの並びについて、重点的に取り組むことから「高等学校・特別支援学校」をアとしているのではと思うが、中柱のタイトルである「ライフステージ」を考えると、年齢順に記載する方が自然ではないか。	第3章1（2）①「学校等における消費者教育」のアからウについて、高等学校・特別支援学校と大学・専門学校は県が主体的に実施するのに対して、小中学校は原則として市町が行い、県は支援する立場であるため、ウに記載をしております。講座の実施等に当たっては、ライフステージに対応するよう、取り上げる事例や内容を検討して実施して参ります。
6	教育	計画の運用部分の話になってしまうのかもしれないが、最近、少年院と一緒に研究をしているが、少年院の中での課題になっているのが、特別な支援を要する子どもへの指導である。特別な支援を要する子どもへの消費者教育というのを意識していただきたい。例えば大柱1（2）の中でも、特別な支援を小・中学校の方にもぜひ入れていただきたいということと、また実践講座についても、もしかしたら特別支援学校の特に高等部の先生あたりはかなりニーズがあると思うので、そういったところもこれから検討していただけるとありがたい。	御意見の趣旨を踏まえ、小中学校での消費者教育の実施にあたっては、特別支援学級もあわせて実施を検討して参ります。また、実践講座の開催にあたっては、家庭科教員に加えて、特別支援学校の教員にも積極的な参加を呼びかけて参ります。
7	教育	クリティカル・シンキングの説明について、現在の「物事に対して疑いの目を持って考えることで、本質を見極める思考法」という説明だと、「疑いの目」という部分でネガティブな印象があるため、学習指導要領等を参考に修正してはいかがか。	御意見の趣旨を踏まえ、文部科学省の「言語活動の充実に関する指導事例集【高等学校版】」『第2章言語の役割を踏まえた言語活動の充実』を参考に、脚注を修正いたします。

第47回静岡県消費生活審議会 意見一覧（令和7年11月7日）

番号	大柱	意見内容	意見の反映
8	救済	<p>計画の中では、消費生活相談をこれから将来に向かってどうやって維持していくのかというところが一番大きなテーマだと思う。計画の中を見ている、相談員の確保が難しいだったり、市町によっては1人で相談対応しているだったり、あるいはなかなか待遇の改善が難しいというぐだりが散見される。そうした記載を見ると、やはり人口減少等も踏まえると現状を維持していくのは難しい。そうしたところから、県と市が連携している賀茂広域消費生活センターのように、県や市町が広域で連携をしていくという方向が考えられないか。</p>	<p>御意見の趣旨を踏まえ、各県民生活センターで開催する地域消費者行政連携推進協議会等、市町が集まる場において、広域連携の事例やメリット等を共有し、市町が広域連携について考える機会を提供して参ります。</p>
9	救済	<p>消費生活相談員の職務と能力に見合う適切な勤務条件となるよう改善に取り組んでいくという内容は、これまでの計画でも記載があった内容である。これまでに実現できなかった理由や原因に触れ、それを踏まえた改善計画にしていきたい。</p>	<p>御意見の趣旨を踏まえ、実現出来なかった理由や原因を分析した上で、消費生活相談員の勤務状況の改善について検討して参ります。</p>
10	救済	<p>指定消費生活相談員の設置は、これまでの計画でも記載があった内容である。これまでに実現できなかった理由や原因に触れ、それを踏まえた改善計画にしていきたい。</p>	<p>御意見の趣旨を踏まえて、実現出来なかった理由や原因を分析した上で、指定消費生活相談員の設置について検討して参ります。</p>